

平成26年4月23日  
東北経済産業局

## 外国人旅行者向け消費税免税制度に関する説明会の開催について

外国人旅行者向け消費税免税制度は、本年10月から、これまで免税対象から除外されていた「消耗品」（飲食料品、薬品、化粧品等）が新たに免税対象となり、外国人旅行者の増加や各地の飲料や食品等の特産品が販売しやすくなるなど、地域経済への好影響が期待されます。

新たな免税制度の普及促進を図ることを目的として、外国人旅行者向け消費税免税制度の概要やその改正内容、免税店の資格取得等について説明会を下記のとおり開催しますので、ご案内します。

- 日 時 : 平成26年5月27日(火) 14:00~16:00
- 会 場 : 仙台第2合同庁舎 2階講堂 (仙台市青葉区本町3-2-23)
- 主 催 : 経済産業省、観光庁
- 対 象 : 地方自治体、商工会・商工会議所、観光関係団体、民間事業者等
- 定 員 : 150名 (先着順)
- 参加費 : 無料
- 講 師 : 経済産業省 商務流通保安グループ 流通政策課

### 申込方法

氏名、所属機関名、住所・電話番号等を明記の上、平成26年5月23日(金)までに以下の問い合わせ先あてFAXによりお申込み下さい

<問い合わせ先>  
経済産業省 東北経済産業局  
商業・流通サービス産業課 (担当: 佐藤・藤田)  
電話: 022-221-4914  
FAX: 022-223-2658

# 説明会参加申込書

## 【お申し込み先】

経済産業省東北経済産業局  
商業・流通サービス産業課 行き  
FAX : 022-223-2658

### 申込締切日

平成26年5月23日(金)

定員になり次第、募集を締め切らせて  
いただきます

日時	平成26年5月27日(火) 14:00~16:00		
会場	仙台第2合同庁舎 2階講堂 (仙台市青葉区本町3-2-23)		
事業者名			
住所			
電話番号	FAX		
所属・役職	所属・役職		
氏名	氏名		
所属・役職	所属・役職		
氏名	氏名		

※お申し込みいただいた個人情報は、本説明会のご連絡及び確認以外には使用しません。

## 「外国人旅行者向け消費税免税制度」改正の概要

### (1) 免税対象品目の追加

次の方法で購入することを条件に、食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類などの消耗品を免税対象に追加する（平成26年10月1日から実施）

- ① 同一店舗で1日に購入した新規免税品目が税抜価格5千円超であること  
（免税対象は50万円まで）
- ② 指定された方法により包装されていること
- ③ 購入後30日以内に海外に持ち出すことを、免税購入する旅行者が誓約すること

### (2) 免税手続の簡素化

輸出免税物品購入記録票等の様式の弾力化と、手続きの簡素化を行う

#### 【参考：改正前の制度】

- ◆外国人旅行者等が免税店（輸出物品販売場：所轄税務署長の許可が必要）において1日に税抜価格1万円超の物品購入を行い、海外に持ち出す場合、消費税の免税措置を受けることができる。
- ◆ただし、食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品などの消耗品は、免税対象品目から除外される。